

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
泉南市
2. 構造改革特別区域の名称
泉南市児童発達支援センター安心安全給食特区
3. 構造改革特別区域の範囲
泉南市の全域

4. 構造改革特別区域の特性

本市は大阪南部に位置し、大阪都心部から40～50km圏内にあり、公共交通機関を利用すると大阪都心部から1時間以内、関西国際空港へは20分以内で到達できる。

市の北西は大阪湾に面し、南東は和泉山脈を境とし和歌山県と接している。北西は樫井川を境界として田尻町・泉佐野市と、南西は男里川を境として阪南市に隣接している。

市域は南北約11km, 東西約8kmで市域の面積は48.83平方キロメートル、人口約65,000人のまちである。

本市では昭和40年に「幼児教室」を尾崎保健所内に開室し、その後昭和52年に簡易心身障害児通園事業として泉南市・阪南市・岬町の3自治体で運営実施した。

昭和55年には障害児に対して自立更生に必要な指導を行うため、泉南市簡易心身障害児通園施設「リバースクール」として樽井保育所内に開設した。平成9年総合福祉センター設立に伴い、福祉センターに併設する形で「子ども支援センター」を開設しリバースクール（通園事業）、育成支援として親子教室を展開してきた。

本市は公民保育所では障害児保育を実施しているが、近年発達支援の必要な児童の増加に伴い、早期療育を希望する保護者が増加しリバースクールの希望者も年々増加し、定員を超える申請が続いている。また、近隣市町の保護者からもリバースクールを利用したいとの問い合わせも増加してきている。

障害があっても地域で安心・安定した生活ができるように行政としてサポートすることが必要と考え、療育支援家庭訪問事業や障害児の集いの広場事業等を展開したり、大阪府の指定を受け平成24年度から多機能型事業として個別療育の児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を実施してきた。

今回児童福祉法の一部改正や大阪府知事の重点課題としての「発達障がい児者総合支援事業」を受け、平成25年、26年で児童発達支援センターの設立に向け検討会を立ち上げ、学識者を交え関係機関で検討し母子保健から就労につながるまでをきっちりと支援できるセンターとして、教育相談機能や家庭児童相談機能も含め、平成27年4月1日から児童福祉法に基づく「泉南市子ども総合支援

センター（児童発達支援センター）」として再構築することとした。

5. 構造改革特別区域計画の意義

泉南市子ども総合支援センター（児童発達支援センター）は地域療育の拠点として府内全域を対象に子どもたち一人ひとりの発達特性に応じた集団および個別療育を展開し育ちの保障をするとともに保護者の障害受容や養育力を高めるために相談やペアレントトレーニングを実施する。

また就学前の育ちをつなぐために、保育所・幼稚園・小学校・中学校の巡回指導を実施、特別支援コーディネーターの研修や民間事業所の研修や実習も受け入れている。今までの経験を生かし広域での発達支援を展開し、地域療育の拠点として事業展開していくこととしている。

現在、市直営のデイサービス事業で実施している民間事業者が調理した給食を提供する外部搬入方式を子ども総合支援センターの児童発達支援事業を利用する児童に対しても実施することによって、食事内容の充実や経費の削減が図れるとともに運営効率化によって削減された経費を活用し、療育水準の充実の維持や食育の推進を図っていく。

6. 構造改革特別区域計画の目標

子ども総合支援センターの児童発達支援事業を利用する児童に対して、給食提供業務の実績のある民間事業者から外部搬入した給食を提供する。

これにより、経費節減及び事業運営の効率化を図り、地域で障害児支援施設の拠点として、児童発達支援センターに求められる「地域の中核としての役割」、「早期療育の充実」、「早期からの支援」を推進していく。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

委託事業者による給食食材の一括購入及び一括調理により、材料経費及び人件費の削減を図ることができるとともに、委託事業者の経営の安定や雇用創出につながるができる。

また、専門設備の充実した調理施設で調理された給食を供給することにより、衛生面や安全面を確保できる。

8. 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

別紙

1 特定事業の名称

939 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

泉南市子ども総合支援センター

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

平成27年4月1日

4 特定事業の内容

平成27年4月1日から設置する特別区域内にある泉南市子ども総合支援センターの給食について、給食調理を専門とする委託事業者から給食を搬入する。搬送は、衛生管理に配慮しながら委託事業者が行うものとする。

なお、きざみやアレルギー除去等障害特性への対応については、泉南市子ども総合支援センターの調理室にて看護師等が行う。

5 当該規制の特例措置の内容

泉南市子ども総合支援センターにおける給食の外部搬入方式の実施にあたっては、構造改革特別区域における留意事項を厳守する。

(1) 環境整備

当該規制の特例措置の適用を受けようとする泉南市子ども総合支援センターの定員数、調理室の状況については以下に示すとおりである。調理室は保存、配膳、冷蔵・冷凍、再加熱、離乳食、アレルギー除去食等、児童の個々の特性に合わせた対応を行うための必要な調理器具を有する。

【泉南市子ども総合支援センターの調理室の概要】

面積：63.52 平方メートル

調理器具：水切り付シンク、ガステーブル、冷凍冷蔵庫、電子レンジ、電気炊飯器
作業台

【泉南市子ども総合支援センターにおいて給食を提供する児童及び職員】

給食を提供する児童：児童発達支援事業「リバースクール」利用児童 定員45名

職員：児童発達支援管理責任者、保育士、児童指導員、看護師、相談支援専門員等

計25名

【配送計画】

時 間	委託事業者	泉南市子ども総合支援センター
午前 7 時 30 分	調理開始	
午前 9 時 40 分	調理完了・配送開始	
午前 10 時 30 分	配送	受取り・保管
午前 10 時 35 分		必要に応じて再調理
午前 10 時 50 分		検食
午前 11 時 00 分		各クラスに配膳、喫食
午後 0 時 00 分		下膳
午後 2 時 00 分	容器回収	
午後 4 時 30 分	容器洗浄	

(2) 児童の特性に応じた対応

給食は昼食 1 回とし、児童の発達段階に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、児童の障害の特性によって、例えばご飯をお粥に切り替えるなど、可能な範囲で個別の対応を行う。

また給食での必要な栄養素量の確保のみならず、アレルギーの状態や体調不良等に十分配慮し、除去食の提供等に適切に応じる。

さらに児童の食事の様子を観察し、その観察場面での気付き等を職員間で共有しながら必要に応じて保護者との面談を行う。また保育子育て支援課の栄養士も週 1 回食事場面の観察を行ない、月 1 回の給食会議の中で担任の報告を聞きメニュー等について委託事業者との調整を行う。

児童に提供する前には、看護師等が検食を行い、異物混入、異味異臭等の異常がないか、色や形態等異変がないか等を確認し、その結果を検食日誌に記録する。

(3) 衛生管理

泉南市子ども総合支援センターにおいて給食の外部搬入を行うにあたり、基準として示されている「保護施設等における調理業務の委託について（昭和 62 年 3 月 9 日社施第 38 号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）」の第 4 の 2 の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号）」を遵守し、保健・衛生面、栄養面について保健所による助言・指導・相談等に従い適正な運用に努める。

(4) 委託契約の締結

泉南市子ども総合支援センターへの給食の外部搬入に係る委託契約については、構造改革特別区域における「障害児施設における調理業務の外部委託事業」について（平成 18

年3月31日障発第0331011号)の3の(2)及び(3)の規定を盛り込み、委託事業者は、乳幼児期における望ましい食習慣の定着及び食を通じた人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成など給食の趣旨を十分に認識するとともに、児童の障害の状況を考慮し、児童の主治医等から栄養、食材等の制限について情報を入手し、指導を受けて、食材の選定、献立の作成、食事の加工について対応する。また、子ども総合支援センターの管理者は、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び委託事業者との契約内容を確保する。

委託事業者については、役務提供(学校給食調理(配送含む))の業務を1年以上営んでいるものとして、本市の入札等参加資格者として登録されている事業者と契約を締結する。

(5) 食を通じた子どもの健全育成

食を通じた子どもの健全育成については、食育計画を作成し実施していく。食事は基本的な生活習慣の一つである。障害特性により食べ物へのこだわりがある子どもも食べるということを通して人との関係の基礎をつくり、欲しいという要求行動や意欲を育てる。その中で「ほめる」ということを常に心がけ、楽しい食事の時間を保育士等と共有することで人との関わりの基礎を育てる。認められる関係の中で、食事のマナーを身に付けそれを家庭での般化につなげるための支援を行う。

通所支援計画の中に、それぞれの発達に応じた食育に関する事項を盛り込み推進していく。